

保税業務に関する内部監査は実施していますか。 内部監査人による監査は毎年実施が求められています。

1. 内部監査の目的

蔵置場等会社における社内管理規定の諸手続が厳格に遵守され、かつ、実施されていることを確認するため、内部監査人による定期的評価・監査制度を制定する。

- (1) 内部監査人による定期的な評価・監査制度を制定し、社内管理規定の実効性の評価・改善のための勧告を行う体制を整備する。
- (2) 内部監査人による評価・監査は、原則として毎年実施し、評価・監査の都度、その結果を税関に提出する。

【根拠】関税法基本通達34の2-9(7)(評価・監査制度の整備)

2. 求められる内部監査人とは

- (1) 社内管理規定等により、権限付与(高い独立性)がされ、他からの制約を受けることなく、自由に、かつ、公正普遍的な態度で客観的に監査を遂行できる者であり、当該蔵置場等において保税業務に携わっている者以外の従業員。
- (2) 保税業務に精通(十分な専門知識)しており、職責を果たすため、十分な知識、技能及び能力を有する必要がある。
- (3) 関税法上役職等の限定規定はなく、会社法等でいう監査役、会計監査人等の必要はない。

3. 内部監査の手法等

- (1) 貨物管理の実態把握
- (2) CP履行状況の把握
- (3) 効果的な監査のためのチェックリストの活用(総括的な内容以外に詳細項目も作成)
- (4) 非違、事故等が報告される体制にあり、非違等の改善結果は有効に機能しているか
- (5) 監査結果が社内幹部へ報告され(報告書作成)、受検者へも結果が共有されているか
- (6) 講評会や検討会等を開催し、社内でのフォローアップ体制等は確立しているか

4. 内部監査がマンネリ化等に陥っていないか

- (1) 自社の蔵置場等において保税業務に携わっている者が監査人(適正な監査が出来ない)
- (2) 監査人に保税業務の知識がなく、保税業務を理解していない
- (3) 非違等が発生しているが、当該業務が適正に遂行されていると報告されている
- (4) 監査チェックリストに「○」、「A」のみ記載され、何を監査したのかわからない
- (5) 定めた監査をしておらず、過去の監査結果の日付や数値を変更して税関へ報告している
- (6) 監査結果が社内で共有されず、結果に基づく検討等がされていない